

産学公連携の経過と今後の展開

「知」の創造と活用に大きな価値が置かれる今日、大学からの研究開発の成果である「知」を企業の「技術」に結びつけ、社会に還元される仕組みを強化していくことが重要となっています。こうした状況の中、国の施策に基づいた地域産学公連携推進プロジェクト、地域クラスターを形成する事業などにより、大学のシーズが企業を経て社会に還元される連鎖がコーディネータの活動により達成されてきました。

平成 28 年 1 月 22 日閣議決定された第 5 期科学技術基本計画（2016（平成 28）年度～2020（平成 32）年度）においては、「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築が重要な柱として位置づけられるなど、科学技術振興の観点からも地域企業の活性化促進等の自律的・持続的なイノベーションシステムの駆動が求められています。

今後、地方創生の実現にむけ、地域内外の資源や専門家の間を適切につなぐ、産学公連携のコーディネート活動（産学公の共同研究を取りまとめる、地域の潜在力を引き出し事業創出する、ベンチャー企業の設立や成長を支える等）が一層重要になると考えられます。

【産学公連携の主な施策】

1998(平成10)年	大学等技術移転促進法 承認 TLO 制度：大学等の研究成果を産業界への移転を促進
1999(平成11)年	産業活力再生特別措置法 日本版“バイドール”条項：国の委託研究の成果を受託者に帰属
2004(平成16)年	国立大学法人化 各国立大学法人取得：承認 TLO へ出資、特許の機関帰属 等
2006(平成18)年	教育基本法改正 大学の使命として教育、研究に加え社会貢献を明文化

【我が国における今日までの主な成果】

※ 2003(平成 15)年度と 2014(平成 26)年度の実績比較

- ①共同研究件数：約 2.6 倍
- ②受託研究件数：約 1.7 倍
- ③大学の特許出願件数：約 3.7 倍
- ④大学等への民間企業からの研究資金等受入額：約 2.7 倍
- ⑤大学発ベンチャー数：約 2.3 倍

※出所：文部科学省「平成 26 年度大学等における産学連携等実績状況について」